NPO 法人ひょうご消費者ネット 通信

NO.13　2016.1.26

理事長の言葉

「ひょうご消費者ネットのこの１年の回顧と将来への展望」

理事長　山﨑省吾

１，２０１５年にあった「うれしいこと」について

①　３月７日に、全国の１２の適格消費者団体とこれから適格消費者団体を目指すいくつかの消費者団体を姫路に迎えて、適格消費者団体等連絡協議会を盛況に開催することが出来たこと・・・・ことに世界の消費者団体制度を通観する高橋義明教授の講演会や姫路城の目の前の会場での懇親会などを通じて、これまでの弱小なひょうご消費者ネットのイメージを覆すことが出来ました。

②　３月１４日に山﨑がオーストラリアとシンガポールに行き、現地の消費者団体と意見交換することができたこと・・・これによって、日本の消費者団体とそれをサポートする国家体制が先進諸国における「標準」と比べて随分と遅れていることがわかりました。

③　５月に上田事務局長が消費者庁の「ベスト消費者サポーター章」を受章したこと・・・日本全体で個人２８人です。上田さんは最も若くて３０歳代で唯一の受章でした。上田さんに対する消費者庁の信頼と期待の程が分かります。

④　６月にライザップに対する３０日間の全額返金保証約款の改善申入れが短期間に解決をみて新聞報道されるなど当団体の存在価値を知らしめることが出来たこと・・・差止め請求活動の一環でしたが、ライザップの知名度が高いことと相手方企業がすぐに非を認めたことがニュースになったため、当団体の大きな成果だと一般に受止められました。

⑤　７月に「不招請勧誘規制を求める関西連絡会」に参加して政治活動をするまでになったこと・・・先進諸外国の例でも明らかですが消費者団体は消費者保護の目的を達成するために政治的な活動をする必要があります。これまで当団体は政治活動などする余裕もありませんでしたが、特商法の改正や消費者契約法の改正問題について、消費者支援機構関西（ケイシーズ）や京都消費者契約ネットワークとともにこの「不招請勧誘規制を求める関西連絡会」に加入してよりよい消費者法制度の制定や法改正を目指す活動に着手しました。

⑥　８月から１月にかけて、兵庫県の支援によって「ストップ！ザ 泣き寝入り」ということで、池本弁護士・国府弁護士・坂東教授・村教授ら錚々たるメンバーを講師に迎えて、神戸・豊岡・洲本・姫路で連続シンポジウムを開催できたこと（姫路は１月１６日）・・・・なかなか他では聞けないような充実した講演内容であり当団体の知名度アップにもつながったと思います。

⑦　９月に理事でＣ・キッズ・ネットワーク代表でもある大森節子さんが内閣府消費者委員に選任されたこと・・・彼女が一貫して、子どもを中心とする消費者教育に携ってきたことが評価されたと思いますが、この内閣府消費者委員というのがまことに「すごい」。内閣府消費者委員会は、消費者保護政策を国に具申する根幹の独立行政委員会で、委員の数はわずか１０名で任期は２年間です。国のあらゆる消費者保護施策が全て大森理事の前を通って彼女の意見が反映されることになります。これはすごいことなのです。

⑧　このように、前年の２０１４年には適格消費者団体として適格認定すら更新されないとの危機にあったことを思うと、よくぞ当団体がここまで盛り上がってこられたと、まことにうれしいことです。

２，２０１５年にあった「悲しいこと」について

しかし、当団体を含んで、消費者保護運動全体からすると今年はことに逆風が吹いた一年でした。

①　不招請勧誘防止活動の後退がありました。

１月末に、商品先物取引法の不招請勧誘禁止規定に政令で大幅な例外規定が設けられることが決りました。１年以上にわたる反対運動にもかかわらず多数の被害を生み出してきたこの商品先物分野での違法勧誘が復活する可能性があります。まことにゆゆしき事態です。さらに、特商法分野では、５月に消費者庁から「Do Not Call 制度（迷惑電話勧誘禁止）」や Do Not Knock 制度（迷惑訪問勧誘禁止）の導入が消費者委員会に答申されたにも関わらず、この１２月には改正しない方向になりました。ここにはパブリックコメント段階での企業側の「数で圧倒する逆襲」がありました。

②　消費者運動全体の低迷がみられます。

これは特商法の分野のみではなく消費者契約法でも同様の事態になっているし、年末には突然消費者庁や国民生活センターが東京から徳島など地方に移転するという話にもなりました。たんなる行政改革とか地方創生ではなく消費者保護に対するいまの政府の「冷たさ・軽視」がみてとれます。

③　特商法のパブコメで分かるように、消費者団体は分断されて力を発揮していないし、われわれ適格消費者団体は相変らず財政的に困難な状態が続いています。そのために２０１６年１０月から実施される「集団的消費者被害救済制度」についてもなかなか準備が進みません。まして他の一般的な消費者団体と力を合わせていくことは難しい状況が続いています。

３，今後の展望について

①　しかしながら、先進諸外国の消費者団体と連帯が少しずつ出来ていますし、適格消費者団体相互間の連帯も進んでいます。他の一般的な消費者団体や生協や各種企業のコンプライアンス部門との連帯、兵庫県をはじめとする地方公共団体や地方議会との結びつき、消費者法学者らとの結びつきも進んでいます。何よりも兵庫県内で当団体の知名度が少しあがってきて、兵庫県選出の国会議員らに対するロビイ活動が出来るようになりました。

②　いつまでもいまのように消費者に冷たい政策をとる政治状況が続くとは思いません。消費者保護はグローバルな運動だからです。日本だけが消費者に冷たい世界標準からかなり遅れた消費者政策をとり続けることは出来ないはずです。こういうことで、近い将来再び消費者保護の時代が来ます。そのためにいま私達がするべきこと、きちんとした消費者への啓蒙活動や政府等への意見書発信活動、差止請求活動、２０１６年１０月からの集団的消費者被害救済活動への準備活動などに地道に取組んで行かねばなりません。

以上

ベスト消費者サポーター章表彰を受けて

事務局長　　上田　孝治

平成 27 年 5 月に、平成 27 年度消費者支援功労者表彰「ベスト消費者サポーター章」を授与されました。表彰されるなどとは本当に夢にも思っておらず、最初は、驚きと、「なんで自分なんだろう」といういまいち腑に落ちない気持ちが強かったのですが、通常総会の際に、みなさんにお祝いをしていただき、現在は素直にうれしい気持ちです。

表彰されて何かが変わったかというと、自分自身も周囲も何も変わっていません。これまで、地味なことを地道にコツコツとやってきたことを評価していただいた消費者庁に感謝しつつも、これまでどおり消費者庁に対して言うべきことは言わせていただくという姿勢は変わりません。

これからも、引き続き地道な努力を積み重ねていきたいと思いますが、それだけでなく、これまでたくさんの先輩方が懸命に消費者問題に取り組んでこられたことに負けないように、これからは自分自身も先頭に立って活動をリードしていくと共に、より若い世代の人たちが消費者問題に興味を持ち、意欲的に取り組んでいきたいと思えるようにするための橋渡しの役割も果たしていこうと思います。

第 4 次消費者委員会委員としての抱負

大森　節子

NPO 法人 C・キッズ・ネットワークのメンバーとして、消費者教育の教育プログラムの作成、出前講座を 1997 年より行ってきました。消費者教育推進法が平成 24 年に施行され、学校で消費者教育を実施する機会が増えました。消費生活センターの出前講座で悪質業者から高齢者を守る出前講座も実施されています。

一方、契約当事者となる機会が多い子育て中の主婦や現役サラリーマンなどへの消費者教育は十分ではありません。また、成人年齢の引き下げに伴い若年層がさらにターゲットとなる危険があります。これら社会を牽引する人々に消費者市民社会の実現につながるような消費者教育を浸透させていくことが、今後の課題です。環境問題の改善や消費者団体訴訟制度を機能させるためには、消費者個人の利益だけでなく、社会全体の利益を考えて行動できる消費者の育成が不可欠だと考えています。

2015 年度　シンポジウムを開催しました！

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット
理事　金山　順子

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットでは、８月３０日（日）に、神戸のラッセホールにてシンポジウム「不招請勧誘禁止と消費者団体の役割～Do-not-call、Do-not-knock 立法化に向けて！～」を開催しました。

シンポジウムでは、特定商取引法専門調査会の委員である池本誠司弁護士に「訪問勧誘・電話勧誘被害を防ぐには」と題して基調講演をしていただきました。被害の実際や調査会での議論の状況などを分かりやすく解説していただきました。

基調講演の内容を踏まえて、来場者の方に参加してもらい「○×クイズで学ぶ“訪問勧誘・電話勧誘被害防止あれこれ”」を実施しました（このクイズは参加者の方々や報告者の方にとても好評で、新聞にも紹介していただくことができ大成功でした。）。

休憩を挟んで行われたリレー報告では、国府泰道弁護士が不招請勧誘の法規制をめぐる情勢について、薬袋真司弁護士が諸外国の情勢について、それぞれわかりやすく説明。当ネットの理事鈴木尉久弁護士が、消費者の契約締結段階における自己決定権の尊重という観点から、Do-not-call 制度・Do-not-knock 制度をクーリングオフ制度の延長上に位置づけることができるとの興味深い指摘をしました。

最後に理事長の山﨑省吾弁護士のミニ講演。消費者団体の役割に関し、外国と比べて、日本の消費者団体・消費者行政がまだまだ遅れていると、改めて熱を込めて話しました。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット
理事　酒井　富美子

１０月３１日（土）に、豊岡市市民プラザにて「ストップ！ザ・泣き寝入り～訪問押し売りで、不要なものを買わされた!! ～」と題して、シンポジウムを開催しました。

基調講演は国府弁護士による「勧誘に対する規制の在り方」。

クイズ形式で参加者へ「訪問勧誘や電話勧誘に遭ったことがありますか？　その、内容は？」と質問がぶつけられ、体験者には内容を発表して頂く等、講師との対話もあり、ユニークなスタイルで具体的に分かりやすく法律や条文のポイントを解説していただきました。

毎回恒例になった○×クイズでは、愉快な問題と明確な回答に、鈴木弁護士が法的根拠を理論立てて、ユーモアも交えながら解説し、参加者の笑い声が絶えませんでした。

最後は、理事長である山崎弁護士によるミニ講演。

消費者事件での「泣き寝入り防止の重要性」や、我が国の集団的消費者被害回復制度について世界と日本の比較、消費者団体と消費者との連携の重要性等について熱弁をふるい、会場の温度も２～３度上昇した模様です。

当日の参加者は、主に豊岡市内在住の一般市民や但馬消費生活センターの相談員等。中には、現役高校生の姿もあり、「叔父さんから勧められ参加した。楽しくて、とても勉強になった。日本の消費者はもっと主張すべきと感じた。大人になったらひょうご消費者ネットの会員になります」と爽やかで力強い感想もありました。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット
事務局　大森 ゆかり

１２月１９日（土）洲本市文化体育館において、シンポジウム３回シリーズの第２弾、「ストップ！ザ・泣き寝入り　～訪問押し売りで、不要なものを買わされ!!　～」を開催しました。参加者は６６名と、会場も満員の盛況でした。

基調講演は、弁護士で京都産業大学大学院法科教授の坂東俊矢先生による

「消費者被害の救済をあきらめない　ＳＴＯＰ！ザ　泣き寝入り」

消費者被害の現状を示すデータをもとに、被害の拡大・未然防止のために何ができるか？を消費者の立場から分かり易く解説。また増加する高齢者被害防止のためには、地域とつながること、その社会づくりが不可欠であると強調されました。

〇×クイズは、大森節子理事の進行と、鈴木専務理事の解答解説による「消費者被害救済あれこれ」　基調講演の内容を踏まえ、愉快な問題・少し難解な引っかけ問題など工夫を施した出題に来場者も一体となり、パワーポイントを使って楽しく学びました。

アド☆コン座による寸劇「ちょんまげカンジ参上！悪質業者は許さない！！」

リフォーム詐欺や健康食品の送り付け商法などの被害をテーマに、ユーモアのある迫真の演技に場内が引き込まれ、シンポジウムを盛り上げてくれました。

ミニ講演は、山﨑理事長による　「ストップ！ザ　泣き寝入り」

賢い消費者になるのではなく、あきらめない強い消費者になることが大切であること、そのための消費者団体の役割、法整備の重要性について述べ、海外と日本の消費者行政の比較などを熱い想いをこめて語られました。

さて、３回シリーズ最終となる第３弾は、姫路にて開催いたします。

１月１６日（土）１３時～１６時　　於：姫路商工会議所

基調講演には、村 千鶴子弁護士を迎えます。

ぜひみなさま会場に足をお運びください。大勢の方のご来場お待ちしております。

（会場等の詳細は　WEB サイト　http://hyogo-c-net.com/にてお知らせします）

リレートーク

「先生、もうダメかもしれない」
去年、うちの猫は生死を彷徨った。ある日突然、痙攣を起こして足がもつれて、何も食べなくなった。かかりつけの獣医から「この２，３日が山場かも。入院したら死に目に会えないけどどうします？」と言われて、私は覚悟を決めた。毎日、点滴に通院して、死なせるもんか！と猫と一緒に病と闘った。
祈りが通じたのか奇跡的に復活して、後遺症もなく今は元気に走り回っている。
リビングの定位置から「あんた、何をバタバタしてるんや。空回りばっかりで、アホちゃうか」と私をちらっと見て、ふわぁとあくびをする。
人間年齢でいくと 50 代後半のおなかの出たオッサン猫だけど「ミュウちゃん」と、かわいく呼ぶと、チラッと「うざいな」と言いたげに首をこっちに向ける。
床に寝そべっているところを身体の上から掃除機をかけても「気持ちいいから、なんぼでも吸い込んでや」と全く動こうとしない。しかし、猫缶を開けるプシュの音を聞くと熟睡していても飛び起きて、猫缶まっしぐらに走ってくる。
ツボをなでるとゴロゴロと咽喉を鳴らして目を細めて「もっとなでて」とすり寄ってくる。でも、不意打ちに背後から襲うと「俺のテリトリーに侵入するな」とガブッと手を噛まれたり、ひっかかれる。あんなに看病したのに恩知らずだと罵っても「なんのこと？」と、とぼける。
猫は自然体で生きている。自分の気持ちに素直に生きている。イヤなことはイヤだと態度で示す。強制されずに自由に生きる権利があるぞと身体で表現している。
そうね、人間もイヤなことしてくる輩には、Do-Not-Call、Do-Not-Knock だよね。
「猫や人にイヤがることをしたらアカン」今日も猫は私に人生訓を教えてくれている。

本荘　達子